

文部科学大臣

下村博文様

要請書

- 1 原子力政策
- 2 ふるさと政策の推進

平成25年1月

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国においては、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなる中、大都市圏中心の国土政策から、地方に軸足を置き、地方に活力を呼び込む政策を実施することにより、災害に強い国土づくりと日本全体の活力を高めていくことが必要です。

また、国のエネルギー政策に貢献し、日本経済を支えてきた本県の原子力発電所立地地域の活力を、国の責任において維持することが必要です。

本県には、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力があり、幸福度の高い県として評価を受けています。こうした本県の力を最大限に発揮し、県民が希望を持てるふるさとづくりを推進することが、国力の増強になるものと考えます。

次に掲げた事項は、いずれも、国土の強靱化と地方の活力の増進に必要不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年1月

福井県知事 西川 一誠

原子力政策

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項であり、国は、原子力発電の意義を確認し、現実を直視して長期的なエネルギーバランスを検討する必要がある。

また、立地地域住民の安全・安心を確保するため、国は、十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策および防災体制を一層充実強化する必要がある。

このため、以下の事項の実現について要望する。

1 国のエネルギー政策の見直し

- (1) 2030年代の原発ゼロを目標とした「革新的エネルギー・環境戦略」を抜本的に見直し、日本のエネルギー政策の明確な方向性を示すこと。

2 原発再稼働等に係る国の方針の明確化

- (1) 原発の再稼働、核燃料サイクル政策の方向性、使用済み核燃料の中間貯蔵・最終処分等の課題については、原子力規制委員会が行う技術的な観点からの判断だけでなく、国の責任において早期に方針を示すこと。

- (2) 古い原発の廃炉や安全性を徹底的に高めた新たな原発への切替え（リプレース）について、国としての明確な戦略を示すこと。

特に、日本原電敦賀3・4号機については、平成16年3月の設置許可申請以来、9年近く経過した現在も安全審査が継続している事態となっており、国として、迅速に結論を出すよう努めること。

3 「もんじゅ」の位置付けと安全確保対策の強化

- (1) 「もんじゅ」については、資源が乏しい我が国の将来を見据え、ウランの有効活用を図る高速増殖炉研究開発の中核施設という本来の趣旨・目的をぶれることなく追求することが重要であり、新たな安全基準への対応や耐震安全性の確保等に万全を期し、国民に対し早期にその成果を示すこと。
- (2) 様々な事故やトラブルが発生し、そのたびに性能試験の工程が変更された事実を踏まえ、「もんじゅ」の研究体制、機器設備の健全性等の問題を早急に検証し、責任をもった組織とし、人材を福井に集め、安全性を高めるためにも体制を強化すること。

4 原子力防災対策の充実

- (1) 実効性ある防災対策を行うため、国は、原子力災害対策指針において、具体的な避難の判断基準等を早急に示すとともに、広域避難等に係る諸課題については、国が主体的に責任をもって方針を示すこと。

5 活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備

- (1) 活断層の存在とその挙動は、原子力発電所のみならず交通、産業など様々な重要インフラ施設の安全性に関わる重要課題であり、その活動規模、発生確率、施設への影響等を個々に予測・評価するための調査研究を推進すること。
- (2) 原子力発電所等の重要施設周辺の活断層において、地殻、電流、地磁気等の変化を常時監視する新たな国内観測網を整備すること。

6 原子力災害制圧道路の早期整備

- (1) 原子力発電所周辺の原子力災害制圧道路について、国による特別な財政支援措置を継続して、早期整備を図ること。

ふるさと政策の推進

地方には、今もなお、人と人とのつながりや絆の強さ、豊かな自然・文化・伝統、子育て世代や高齢者にやさしい居住環境などの魅力が残っており、社会の成熟化とともに、こうした豊かな地方に住みたいという若者も増えている。

我が国が活力を取り戻し、国民一人ひとりが希望を持てる豊かな社会を実現させるためには、地方と都市がお互いに補完し支えあう相互依存の関係を再認識し、地方の力を活かすための環境整備が必要である。

このため、以下の事項の実現について要望する。

1 ふるさと納税の促進

- (1) 給与所得者が、年末調整で控除できる仕組みを実現すること。
- (2) 個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の1割）の引上げを行うこと。
- (3) 分離課税である退職所得についても、ふるさと納税を適用する仕組みを講じること。

2 地方移住の促進

- (1) 地方の住宅に都市から移り住む場合に、住居の売却に伴う譲渡損失や引越し費用の所得控除など税制優遇措置を講じること。
- (2) 都市圏の住民の二地域居住のため、地方において住宅（セカンドハウス）を購入する場合に税制優遇措置を講じること。

3 大学の地方分散

- (1) 大学定員を見直し、都市部大学の定員減と地方大学の定員増を実現すること。
- (2) 都市部の大学による地方へのサテライト施設に対する財政支援を行うこと。
- (3) 地方の産学連携プロジェクトへの国の支援措置を拡充すること。

4 暮らしを支える農林水産業の実現

- (1) TPPについては、具体的な農業・農村の振興策を提示することなく参加についての議論を進めないこと。
- (2) 農林水産物の高付加価値化や地域資源を活かした農商工連携を推進すること。
- (3) 担い手不足を解消するための新規就業者対策を推進すること。
- (4) 園芸施設や養殖施設、加工施設など農林水産業の生産基盤整備への支援を行うこと。
- (5) 鳥獣被害対策への支援を強化するとともに、国自らがニホンジカ等の広域的な個体数管理への対策を講じること。